

一般市道八条通（１）の違法放置物件について、道路法４４条の２第１項の規定に基づき除去し、同条第２項の規定に基づき保管していますので、同条第３項の規定に基づき公告します。

平成２８年１１月３０日

京都市長 門川 大作

１ 除去した違法放置物件

| 名称又は種類 | 形状（単位：mm） | 数量 |
|----------|-----------|----|
| 自転車 | ２６インチ | １台 |
| トラベルケース | | １個 |
| キャリアー | | １台 |
| ボストンバッグ | | ２個 |
| プラスチック製籠 | | ２個 |
| アルミ製竿 | | １本 |
| その他 | 傘，衣類等 | １式 |

２ 除去した違法放置物件の放置されていた場所

下京区東塩小路釜殿町１番

３ 違法放置物件を除去した日

平成２８年１１月２９日

４ 違法放置物件の保管を開始した日

平成２８年１１月２９日

５ 違法放置物件の保管場所

南部土木事務所大宮倉庫（下京区塩屋町２８３番２地先）

６ 連絡先

建設局土木管理部南部土木事務所 TEL（０７５）６９１－３１５８

建設局道路建設部道路建設課 TEL（０７５）２２２－３５７７

（南部土木事務所）